

振り仮名法制化に伴う振り仮名通知の送付について

1. 概要

令和7年5月26日に振り仮名の規定が追加された改正戸籍法が施行される。施行日時点で豊島区に本籍がある人に対し、戸籍に記載される予定の振り仮名を通知し、振り仮名に誤りがある場合には令和8年5月25日までに振り仮名の届出をしてもらう。

2. 通知のイメージ

<p>〒100-8977 東京都千代田区麹町1丁目1番1号</p> <p>法務 太郎 様</p> <p>郵便用カスタマーバーコード印刷領域</p> <p>【必ず開封してください】 戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ</p> <p>この通知に関してご不明な点がありましたら、法務省ホームページ及び用紙ホームページをご確認ください。当市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。</p> <p>(法務担当) (のり担当) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>※印刷からウツクりにお気づきください</p>	<p>文書番号 令和7年 月 日</p> <p>戸籍に記載される振り仮名の通知書</p> <p>〇〇〇〇市 印</p> <p>戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。 届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。</p> <p>本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番</p> <p>【氏の名り仮名】</p> <table border="1"> <tr> <td>氏</td> <td>法 務</td> </tr> <tr> <td>振り仮名</td> <td>ホウム</td> </tr> <tr> <td>氏の名り仮名の届出が可能の方</td> <td>法務 太郎 様のみ</td> </tr> </table>	氏	法 務	振り仮名	ホウム	氏の名り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ	<p>【名の名り仮名】</p> <table border="1"> <tr> <td>① 名</td> <td>太 郎</td> </tr> <tr> <td>振り仮名</td> <td>タロウ</td> </tr> <tr> <td>② 名</td> <td>京 子</td> </tr> <tr> <td>振り仮名</td> <td>キョウコ</td> </tr> <tr> <td>③ 名</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>振り仮名</td> <td>タダシ</td> </tr> <tr> <td>④ 名</td> <td>ゆり</td> </tr> <tr> <td>振り仮名</td> <td>ユリ</td> </tr> </table> <p>名の名り仮名の届出が可能の方 ①～④の方が原則に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)</p> <p>※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。</p> <p>右のコードは目の不自由な方のため音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(Uni-Voiceアプリ/Uni-Voice Blindアプリ) 音声コード</p>	① 名	太 郎	振り仮名	タロウ	② 名	京 子	振り仮名	キョウコ	③ 名	正	振り仮名	タダシ	④ 名	ゆり	振り仮名	ユリ
氏	法 務																							
振り仮名	ホウム																							
氏の名り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ																							
① 名	太 郎																							
振り仮名	タロウ																							
② 名	京 子																							
振り仮名	キョウコ																							
③ 名	正																							
振り仮名	タダシ																							
④ 名	ゆり																							
振り仮名	ユリ																							

※圧着ハガキにて送付。

同一戸籍かつ同一住所の方4人まで1枚のハガキに記載。

※自治体により通知のデザインは異なります。

3. 通知時期

豊島区が本籍の方は令和7年7月中旬

4. 通知が届いた後の対応

通知が届いたら振り仮名が正しいかご確認ください。正しい場合は手続きの必要はありません。令和8年6月以降に振り仮名が戸籍・住民票に記載されます。

振り仮名が誤っている場合は令和8年5月25日までに振り仮名の届出をしてください。

5. 振り仮名の届出について

(1) 届出期間：令和7年5月26日から令和8年5月25日

(2) 届出人：【氏について】

筆頭者。筆頭者が除籍の場合は配偶者。筆頭者、配偶者ともに除籍の場合は、在籍者の誰でも届出可能。

【名について】

本人。未成年の場合は法定代理人（15歳以上の場合は本人も可）。

(3) 届出方法：①マイナポータルによるオンライン届出

②郵送

③区役所本庁舎

平日 9:00～17:00 8階 808会議室

土曜日 9:00～17:00 3階 総合窓口課 戸籍G

【担当】

総合窓口課戸籍グループ

03-3981-4737（直通）